文京区補助金等チェックシート

													所属		福祉部	福祉政策	課
1	補助	金(<u></u> の名	称等			-			 -						2	26年度調査
補	助	金	の	名	称		文京区社会福祉協議会補助										
根	拠	規	 見	定	等		文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例、 文京区社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則										
創	設		年		月	昭和	42	年	4	月	経過年第 〔自動計算		47年	終了	予定年丿	月 月	
直	近の	見	直し	し年	月			年		月	経過年第						
見	直	l	の	内	容					بـــــــــــــــــــــــــــــــــــــ							
\vdash					—	款			項	Т	目	\top	大事業		中平	 事業	実施計画事業番号
予	算	1	科	·	目	5 民生費			·福祉費	4 福	山 晶祉事業費	2 社	土会福祉協議:	会補助	1~5 事務局運営 補助、ボランティ	費、地域福祉事業 ア・市民活動セン 福祉事業補助、権	
補	助	金	の	種	別	☑ 奨励	<u></u> 的的補助	л [加設運	営補	 ∮助 □ i	决助 的	的補助 [] 投資	的補助	□ 利子補	給
2	2 補助金の概要																
補	助	ħ	目		文京区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の実施及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とする。												
補	助事	業	等 0	の 内	容	動事業等	地域福祉事業(ふれあいいきいきサロン事業、心身障害福祉団体連合会事業への支援、小地域福祉活動事業等)や在宅福祉事業(ホームヘルプサービス事業等)、権利擁護センター事業(福祉サービス利用援助事業、財産保全管理サービス等)など										
補	助対	象系	圣費	の内	容	文京区社会福祉協議会の運営にかかる人件費、事業費等											
						□区民	<u> </u>		活動団体	<u>.</u>)(特)	定非営利活動	動団体)	者 🗸	その他
補	助	事	業	者	等	〔特定のホ	相手方	に補助	している	場合	は具体的に	こ記 ク	()				
					-	社会福祉											
	_	_	_	_	_	□ 定率	<u>·</u> (補	亅		_)	□ 定額	(補助	額)
						□ 補助	単価	(補」	助単価				単位) [規定なし	□ その他
補	助	金	Ø	算	出	〔その他の	の場合	は具体	本的に記え	入〕					-		
					ļ	****	· '-'5 m.l		^	- 42		•	- \! #C+_=				
						[定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]											
公	募	σ	D	状	況	非公募											
実 使	積報告途の				ーる 法		又書(写	;し) [契約書	<u> </u>	✓ 決算書	<u></u>	成果物		その他(
٦	<u> </u>	<u></u>	± 1476-		14	✓ 区単	独		負担害	割合	区		国	者		補助対象	
補	助 •	単	独 σ	り状	況	□補助	(区上	乗せ無		一							
						□ 補助	(区上美	乗せ有	「り) 「内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	А	社会福祉協議会は、地域福祉の推進において重要な役割を果たしています。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	Α	社会福祉協議会の事業は、基本構想実施計画など 様々な区の計画にも掲載されている。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	社会福祉協議会の事業は、公的な支援だけでは対応できない課題や、制度の狭間にある課題に対応するために 必須であり、区が補助すべきものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	地域福祉の充実という点から見ても、社会福祉協議会の事業を実施しなかった場合は大きなマイナスの影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金 の申請をする機会が確保されているか	С	
公十任	交付先は適正な手続きによって決定されているか	С	
	補助金の交付以外の代替策はないか	Α	公的な支援だけでは対応できない課題を担ってもら うためにも、補助は必須であり代替策はない。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	А	社会福祉協議会は、地域福祉の充実を図るための多くの 事業を実施しており、補助金額に見合う効果が認められ ている。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	А	社会福祉協議会は、地域福祉の充実を図るための多くの 事業を実施しており、補助金額に見合う効果が認められ ている。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	事業の実施を通じて地域福祉の充実を図り、多くの 区民へ効果が還元されている。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	Α	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	事業内容は補助目的と合致している。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	Α	適切な会計処理であること、適正な使途であることを確認している。

4 交付実績 (件、千円)

4 文的美根 Trial									
	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)				
交付(見込み)件数		1	1	1	1				
決算(予算)額		121,875	126,944	139,762	204,920				
	国庫支出金	0	0	0	0				
	都支出金	12,206	11,143	16,255	21,501				
	その他	0	0	0	0				
	一般財源	109,669	115,801	123,507	183,419				
	∓度補助事業等の状況 交付団体名、成果等)	社会福祉法人文京区社会福祉協議会に対し、人件費、事業費等の補助を交付した。							

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。